

2019年ゴールデンウィーク期間中の診療体制に関するお知らせ

智頭病院は、「4月30日(火)」と「5月2日(木)」は通常どおり診療を行います。

先般、新天皇の即位日となる2019年5月1日(水)を「1年限りの祝日」とする方針が政府より表明され、祝日法(※)に基づき、「4月30日(火)」と「5月2日(木)」がどちらも休日となります。

これにより、本来は4月27日(土)から5月6日(月)までが10連休となりますが、智頭病院では地域医療・介護サービスの確保について慎重に検討を重ねた結果、「4月30日(火)」と「5月2日(木)」は通常どおり開院して診療を行うことを決定いたしました。詳しい診療日程につきましては、智頭病院事務部【75-3211】までお問合せください。

(※)正式名称は「国民の祝日に関する法律」。該当日の前日と翌日がどちらも祝日である場合、該当日は休日とするように定められています。

国民健康保険智頭病院

4月27日(土)	4月28日(日)	4月29日(月)	4月30日(火)	5月1日(水)
休診日	休診日	休診日 (昭和の日)	開院日 通常診療	休診日 (新天皇即位祝日)
5月2日(木)	5月3日(金)	5月4日(土)	5月5日(日)	5月6日(月)
開院日 通常診療	休診日 (憲法記念日)	休診日 (みどりの日)	休診日 (こどもの日)	休診日 (振替休日)

なお、休診日でも急患につきましては、当直体制により24時間対応いたします。